

# 資金の概要

## 事業承継支援資金

目的	中小企業者が事業承継を行うために必要な費用を融通することにより、地域経済の活力維持・活性化と雇用の確保を図る。
融資対象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者等</p> <ol style="list-style-type: none"><li>中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当するもの<ol style="list-style-type: none"><li>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの（同条同項第1号ハ並びにニの規定に係るものを除く）</li><li>事業承継・引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けたもの</li></ol></li><li>中小企業者の経営を承継するもののうち、以下の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するもの<ol style="list-style-type: none"><li>信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</li><li>令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの</li><li>次の①から④までの要件をすべて満たすこと<ol style="list-style-type: none"><li>資産超過であること</li><li>EBITDA 有利子負債倍率 <math>[(借入金・社債-現預金) \div (営業利益+減価償却費)]</math> が10倍以内であること</li><li>法人・個人の分離がなされていること</li><li>返済緩和している借入金がないこと</li></ol></li></ol></li></ol> <li>中小企業者の経営を承継するもののうち、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ハの規定による認定を受けたもの</li> <li>中小企業者の経営を承継するもののうち、以下のいずれにも該当するもの<ol style="list-style-type: none"><li>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号ニの規定による認定を受けたもの</li><li>信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</li><li>次の①から④までの要件をすべて満たすこと<ol style="list-style-type: none"><li>資産超過であること</li><li>EBITDA 有利子負債倍率 <math>[(借入金・社債-現預金) \div (営業利益+減価償却費)]</math> が10倍以内であること</li><li>法人・個人の分離がなされていること</li><li>返済緩和している借入金がないこと</li></ol></li></ol></li>

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億円
融資期間	融資対象1及び3 10年（うち据置2年）以内 融資対象2及び4 10年（うち据置1年）以内
融資利率	5年以内 年2.2%（責任共有制度対象外：年2.0%） 5年超 年2.3%（責任共有制度対象外：年2.1%） ただし、融資対象2は、責任共有対象のみの適用。
保証料率	すべて保証付き 年0.34%～1.76% 融資対象2及び4において、中小企業活性化協議会から事業承継に係る計画及び財務内容その他経営状況の確認を受けた場合は、年0.09%～0.70%
保証人	融資対象1 原則として法人の代表者以外は不要 融資対象2、3、4 不要
担保	必要に応じて徴求